

2020年12月7日

各 位

インフラファンド発行者名
ジャパン・インフラファンド投資法人
代表者名 執行役員 川上 宏
(コード番号 9287)

管理会社名
ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 川上 宏
問合せ先 チーフ・フィナンシャル・オフィサー 朝谷 健民
TEL:03-6264-8689

グリーンエクイティとしての新投資口発行及び投資口売出しに関するお知らせ

ジャパン・インフラファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、本日開催の本投資法人の役員会において、グリーンエクイティ（注）としての新投資口発行及び投資口売出しに関し決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

（注）本投資法人は、本グリーンエクイティ・フレームワークがグリーンボンド原則等の趣旨に準じるものであることを確認するため、第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）に評価を依頼し、セカンドオピニオンを取得しました。本投資法人は、かかる第三者評価機関による評価を取得した上で、本グリーンエクイティ・フレームワークに則り本投資口を発行します（かかる本グリーンエクイティ・フレームワークに則って発行される投資口による資金調達方法を「グリーンエクイティ」と名付け、かかる呼称で表すことがあります。）。各用語及びグリーンエクイティに関する詳細は、下記<ご参考>「7. グリーン投資口（グリーンエクイティ）」をご参照ください。

記

1. 公募による新投資口発行（一般募集）

- (1) 募集投資口数 59,000口
- (2) 払込金額 未定
(発行価額) 2020年12月22日（火）から2020年12月25日（金）までのいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (3) 払込金額 未定
(発行価額)の総額
- (4) 発行価格 未定
(募集価格) 発行価格（募集価格）は、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）における本投資法人の投資口（以下「本投資口」といいます。）の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。
- (5) 発行価格 未定
(募集価格)の総額

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

- (6) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受会社（以下「引受人」と総称します。）に一般募集分の全投資口を買取引受けさせます。なお主幹事会社以外の引受人は、SMB C日興証券株式会社及び株式会社SBI証券とします。
- (7) 引受契約の内容 引受人は、下記(11)に記載の払込期日に払込金額（発行価額）の総額と同額を本投資法人へ払込み、一般募集における発行価格（募集価格）の総額との差額は、引受人の手取金とします。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。
- (8) 需要の申告期間 2020年12月18日(金)から発行価格等決定日まで
(ブック・ビルディング期間)
- (9) 申込単位 1口以上1口単位
- (10) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで
- (11) 払込期日 2020年12月28日(月)から2021年1月4日(月)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の4営業日後の日とします。
- (12) 受渡期日 上記(11)に記載の払込期日の翌営業日とします。
- (13) 払込金額（発行価額）、発行価格（募集価格）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (14) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 投資口売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考>1. をご参照ください。）

- (1) 売出投資口数 2,400口
上記売出投資口数は、一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が行うオーバーアロットメントによる売出しの投資口数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。売出投資口数は、一般募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定
発行価格等決定日に開催する本投資法人の役員会において決定します。なお、売出価格は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とします。
- (4) 売出価額の総額 未定
- (5) 売出方法 一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が丸紅株式会社から2,400口を上限として借り入れる本投資口の売出しを行います。
- (6) 申込単位 1口以上1口単位
- (7) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とします。
- (8) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とします。

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

- (9) 売出価格、その他この投資口の売出しに必要な事項は、今後開催する本投資法人の役員会において決定します。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

3. 第三者割当による新投資口発行（下記<ご参考> 1. をご参照ください。）

- (1) 募集投資口数 2,400 口
- (2) 払込金額 未定
(発行価額) 発行価格等決定日に開催する本投資法人の役員会において決定します。なお、払込金額（発行価額）は、一般募集における払込金額（発行価額）と同一とします。
- (3) 払込金額 未定
(発行価額)の総額
- (4) 割当先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込単位 1口以上1口単位
- (6) 申込期間 2021年1月26日(火)
(申込期日)
- (7) 払込期日 2021年1月27日(水)
- (8) 上記(6)に記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない投資口については、発行を打ち切るものとします。
- (9) 払込金額（発行価額）、その他この新投資口発行に必要な事項は、今後開催する本投資法人の役員会において決定します。

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が、丸紅株式会社から 2,400 口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、2,400 口を予定していますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口をみずほ証券株式会社に取得させるため、本投資法人は 2020 年 12 月 7 日(月)開催の本投資法人の役員会において、みずほ証券株式会社が割当先とする本投資口 2,400 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本第三者割当」といいます。）を、2021 年 1 月 27 日(水)を払込期日として行うことを決議しています。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から 2021 年 1 月 22 日(金)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、借入投資口の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により買い付けた全ての本投資口は、借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る口数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって買い付けた口数を減じた口数について、みずほ証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じ、本投資口を取得する予定です。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数とその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合、みずほ証券株式会社による丸紅株式会社からの本投資口の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の新投資口発行による発行済投資口数の推移

現在の発行済投資口総数	73,320 口
公募による新投資口発行に伴う増加投資口数	59,000 口
公募による新投資口発行後の発行済投資口総数	132,320 口
本第三者割当に伴う増加投資口数	2,400 口 (注)
本第三者割当後の発行済投資口総数	134,720 口 (注)

(注) 本第三者割当における発行投資口数の全口数についてみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行が行われた場合の口数を記載しています。

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

5,758,000,000円（上限）

（注）一般募集における手取金 5,533,000,000円及び本第三者割当の手取金上限 225,000,000円を合計した金額を記載しています。また、上記金額は2020年11月20日（金）現在の東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

一般募集における手取金 5,533,000,000円については、本グリーンエクイティ・フレームワーク（注1）に定める適格基準（注1）を満たす、本日付で公表の「国内インフラ資産の取得及び貸借に関するお知らせ」に記載の本投資法人が取得を予定している特定資産（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。残額があれば、一般募集と同日付をもって決議された本第三者割当による新投資口の発行の手取金上限（225,000,000円）と併せて手元資金とし、将来の本グリーンエクイティ・フレームワークに定める適格基準を満たす新たな特定資産の取得資金の一部又は本グリーンエクイティ・フレームワークに定める適格基準を満たす特定資産の取得資金に充当した有利子負債の返済資金の一部に充当する予定です。

（注1）詳細は、下記<ご参考>「7. グリーン投資口（グリーンエクイティ）」をご参照ください。

（注2）調達する資金については、支出するまでの間、金融機関に預け入れる予定です。

（注3）上記の各手取金は、2020年11月20日（金）現在の東京証券取引所における本投資法人の投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

4. 今後の見通し

本日付で公表の「2021年5月期及び2021年11月期の運用状況の予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

5. 最近3営業期間の運用状況及びエクイティファイナンスの状況等

(1) 最近3営業期間の運用状況

	2020年5月期
1口当たり当期純利益（注1）	1,182円
1口当たり分配金（利益超過分配金を含む）	1,171円
実績配当性向（注2）	99.9%
1口当たり純資産	91,808円

（注1）1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。なお、1円未満を切り捨てて記載しています。

（注2）配当性向=分配金総額（利益超過分配金は含みません。）÷当期純利益×100

(2) 最近の投資口価格の状況

① 最近3営業期間の状況

	2020年 5月期	2020年 11月期
始 値	101,000円	94,800円
高 値	103,000円	106,000円
安 値	81,200円	92,600円
終 値	94,300円	98,200円

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなされるようお願いいたします。



② 最近6ヶ月間の状況

	2020年 7月	2020年 8月	2020年 9月	2020年 10月	2020年 11月	2020年 12月
始 値	95,100 円	93,100 円	95,000 円	95,600 円	102,500 円	98,800 円
高 値	95,200 円	95,100 円	95,900 円	106,000 円	105,800 円	99,100 円
安 値	92,600 円	93,100 円	93,300 円	95,000 円	97,700 円	97,100 円
終 値	93,200 円	94,200 円	95,900 円	101,500 円	98,200 円	98,500 円

(注) 2020年12月の投資口価格については、2020年12月4日現在の情報を記載しています。

③ 発行決議日の前営業日における投資口価格

2020年12月4日	
始 値	97,700 円
高 値	98,500 円
安 値	97,400 円
終 値	98,500 円

(3) 最近3営業期間のエクイティファイナンスの状況

① 私募設立

発行期日	2019年10月24日
調達資金の額	120,000,000 円
払込金額(発行価額)	100,000 円
募集時における発行済投資口の総口数	0 口
当該募集による発行投資口数	1,200 口
募集後における発行済投資口の総口数	1,200 口
割当先	丸紅株式会社
発行時における当初の資金用途	設立
発行時における支出予定時期	2019年10月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

② 公募増資

発行期日	2020年2月19日
調達資金の額	6,422,902,500 円
払込金額(発行価額)	91,105 円
募集時における発行済投資口の総口数	1,200 口
当該募集による発行投資口数	70,500 口
募集後における発行済投資口の総口数	71,700 口
発行時における当初の資金用途	取得資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2020年2月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

③ 第三者割当増資

発行期日	2020年3月25日
調達資金の額	147,590,100 円
払込金額(発行価額)	91,105 円
募集時における発行済投資口の総口数	71,700 口
当該募集による発行投資口数	1,620 口
募集後における発行済投資口の総口数	73,320 口
割当先	みずほ証券株式会社
発行時における当初の資金用途	借入金の返済資金又は将来の特定資産の取得資金の一部に充当
発行時における支出予定時期	2020年3月以降
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

6. 売却・追加発行等の制限について

(1) 一般募集に関連して、丸紅株式会社は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等（ただし、オーバーアロットメントによる売出しに伴う本投資口の貸渡し等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

みずほ証券株式会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

(2) 一般募集に関連して、本投資法人は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して 90 日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の発行等（ただし、一般募集、本第三者割当及び投資口の分割に伴う新投資口発行等を除きます。）を行わない旨を合意しています。

みずほ証券株式会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しています。

7. グリーン投資口（グリーンエクイティ）

本投資法人は、投資口の発行を含む、環境問題への取組みを目的とするプロジェクトに係る資金調達（以下「グリーンファイナンス」といいます。）の実施のために、現在我が国及び世界の資本市場において幅広く認知されている ESG(注1)投資に関連する基準及びガイドライン等である「グリーンボンド原則（Green Bond Principle）2018年版」（注2）、「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注3）、「グリーンローン原則（Green Loan Principles）2020年版」（注4）、並びに「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」（注5）（以下、これらの原則・ガイドラインを総称して「グリーンボンド原則等」といいます。）で定められる4つの核となる要素（1. 調達資金の用途、2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス、3. 調達資金の管理及び4. レポーティング）を参照し、2020年12月7日付で本投資法人のグリーンエクイティ・フレームワーク（以下「本グリーンエクイティ・フレームワーク」といいます。）を策定しました。なお、投資口の発行を含む資本性の資金調達（エクイティファイナンス）については、グリーン性等の評価に関する原則・指針はないものの、債券や借入金におけるグリーン性等の評価の指針であるグリーンボンド原則等を参照し、上記4要素を勘案した枠組みを本投資法人として自主的に定め、エクイティファイナンス（投資口の発行）も本グリーンエクイティ・フレームワークの対象にしました。

そして本投資法人は、本グリーンエクイティ・フレームワークがグリーンボンド原則等の趣旨に準じるものであることを確認するため、第三者評価機関である R&I(注6)に評価を依頼し、R&I よりセカンドオピニオン(注7)を取得しました(注8)。本投資法人は、かかる第三者評価機関による評価を取得した上で、本グリーンエクイティ・フレームワークに則り本投資口を発行します（かかる本グリーンエクイティ・フレームワークに則って発行される投資口による資金調達方法を「グリーンエクイティ」と名付け、以下かかる呼称で表すことがあります。）。

(注1)「ESG」とは、環境（Environment）、社会（Social）及びガバナンス（Governance）の3つの分野を総称しています。以下同じです。

(注2)「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2018年版」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されている、グリーンボンドの発行に係るガイドラインをいい、以下「グリーンボンド原則」といいます。

(注3)「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインをいい、以下「グリーンボンドガイドライン」といいます。

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。

- (注4)「グリーンローン原則 (Green Loan Principles) 2020年版」とは、ローン市場協会 (LMA) 及びアジア太平洋地域ローン市場協会 (APLMA) により策定された環境分野に用途を限定する融資のガイドラインをいい、以下「グリーンローン原則」といいます。
- (注5)「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2020年版」とは、環境省が2020年3月に策定・公表したガイドラインで、グリーンローンについてグリーンローン原則との整合性に配慮しつつ、グリーンローンを国内でさらに普及させることを目的として、借り手、貸し手その他の関係機関の実務担当者がグリーンローンに関する具体的対応を検討する際に参考とし得る、具体的対応の例や我が国の特性に即した解釈が示されています。なお、本グリーンエクイティ・フレームワークにおいては、サステナビリティ・リンク・ローンガイドラインは対象外としています。
- (注6)R&Iは、1975年に設立された格付機関であり、2016年よりグリーンファイナンス評価を提供しています。R&Iは、環境省よりグリーンボンド発行モデル事業の適合性確認業務を受託し、グリーンボンド発行支援者登録者 (外部レビュー部門) (環境省が登録する、グリーンボンドの発行体に対して発行支援事業 (外部レビューの付与、グリーンボンドコンサルティングの実施等) を行う者のうち、外部レビュー付与事業を行う部門をいいます。) にも登録されています。以下同じです。
- (注7)R&Iによる「セカンドオピニオン」は、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄 (証券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます。) について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価すること、また、投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われることを前提としています。
- (注8)R&Iの評価は、本グリーンエクイティ・フレームワークに対する評価であって、本投資法人の投資口に付された評価ではありません。

以上

※本投資法人のホームページアドレス : <https://ji-fund.com/>

ご注意：本報道発表文は、グリーンエクイティとしての本投資法人の新投資口発行及び投資口売出しに関して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行及び投資口売出届出目論見書並びにその訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の責任と判断でなさるようお願いいたします。